

◎新潟県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市西名字向赤戸623番3から 同市西名新田字行淵899番1まで	新	13.6～28.0メートル	123.1メートル
	旧	9.4～28.0メートル	125.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道半蔵金入広瀬停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 半蔵金入広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市西名字向赤戸623番3から 同市西名新田字行淵899番1まで	新	13.6～28.0メートル	123.1メートル
	旧	9.4～28.0メートル	125.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道290号と重用